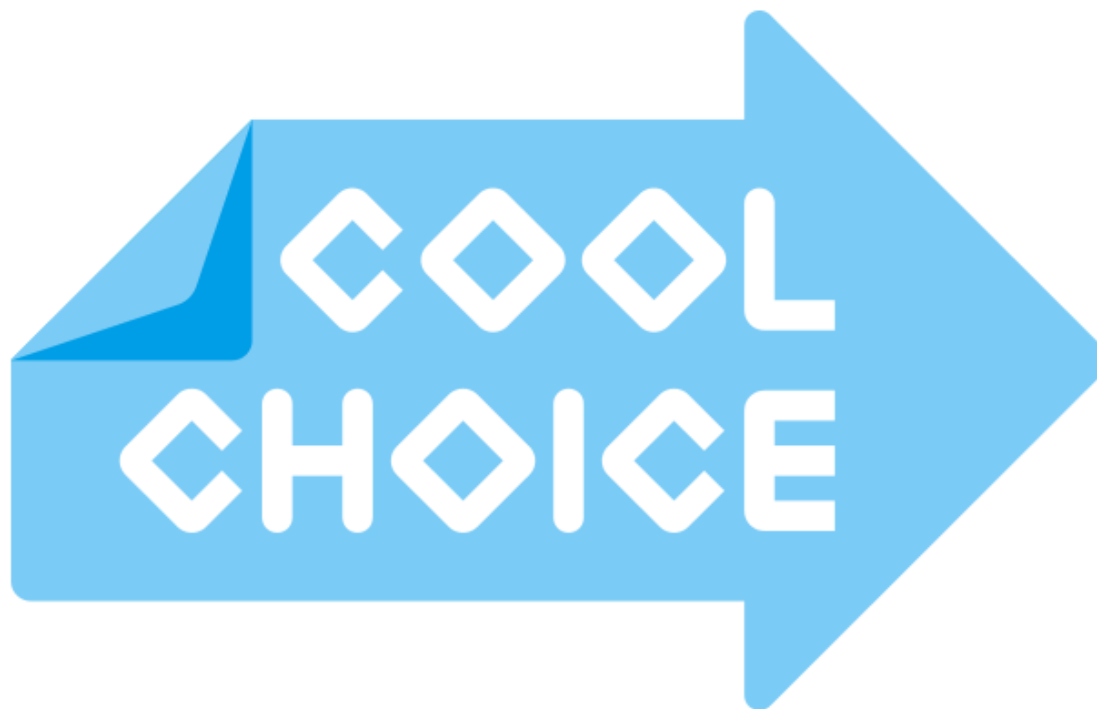


# 京都府の温暖化対策の現状



京都府 地球温暖化対策課

平成30年10月

# 京都府における地球温暖化対策の施策体系

## ■ 京都府地球温暖化対策推進計画

### ➤ 計画の位置づけ

府温対条例第10条第1項の規定に基づく計画、かつ温対法第20条の3第3項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」(区域施策編)と位置づけ

### ➤ 計画期間

平成23年(2011)度から平成32年(2020)度までの10年間

### ➤ 計画の目標 (府温対条例に規定する温室効果ガス排出削減目標)

**【長期的目標】** 2050年度までに温室効果ガス排出量が1990年度比で**80%以上削減された持続可能な京都の創造**を目指す

**【中期的目標】** 温室効果ガス排出量を2030年度までに**40%削減**

**【当面の目標】** 中期目標を着実に達成するため、温室効果ガス排出量を2020年度までに**25%削減**

条例目標の達成に向けて、13分野における対策を展開

# 京都府地球温暖化対策条例における対策



# 温室効果ガス排出源の部門別取組内容

## (1) 産 業

大企業＝排出削減計画の報告・公表制度・総合評価制度  
EMS導入義務化、エコ通勤義務化  
中小企業＝環境経営導入への支援・啓発、京都ECOLート

## (2) 運 輸

大規模事業者＝排出削減計画の報告・公表制度・総合評価制度  
一般啓発＝低公害車、エコドライブ、アイドリングストップの普及

## (3) 家 庭

一般啓発＝地球温暖化防止活動推進員、環境家計簿、  
親子温暖化教室、省エネ相談所

## (4) 業務

(オフィス・店舗)

大規模事業者＝排出削減計画の報告・公表・評価制度  
エコ通勤義務化  
一般啓発＝エコオフィス活動、環境経営導入、ペーパーレス

## (5) 再生可能エネ ルギーの導入

大規模事業者＝再生可能エネルギーの導入義務化  
(太陽光、風力、バイオマスなど)

## (6) 緑化・ 森林整備

- ・屋上等緑化＝大規模建築主への義務付け
- ・森林(モデルフォレスト、ウッドマイレージCO2)
- ・府内産木材等使用の義務化

# 京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況

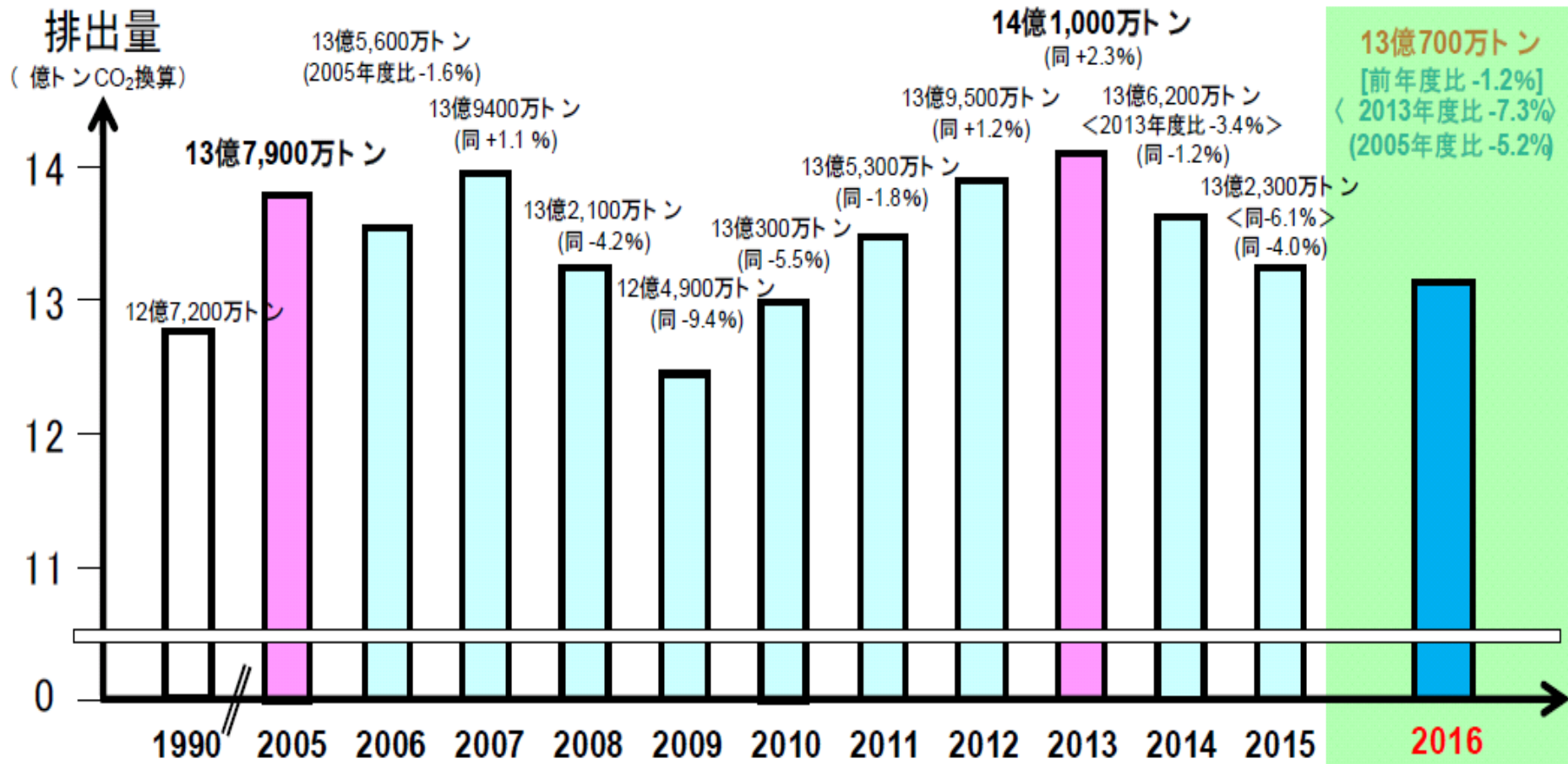
## <住宅に係る指標>

### ■施策効果の測定指標 暮らしの指標

削減効果指標	単位	計画基準 数値		目標 数値	進捗状況					
		数値	時点	32年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
長期優良住宅 認定総件数 【住宅】	件	3,046	22年 度末	23,000	5,228	6,777	8,700	10,579	12,405	14,596
省エネ法基準 達成建築物 割合 【300㎡以上の 新築住宅】	%	29	22年 度実 績	100	22	25	23	23	54	56

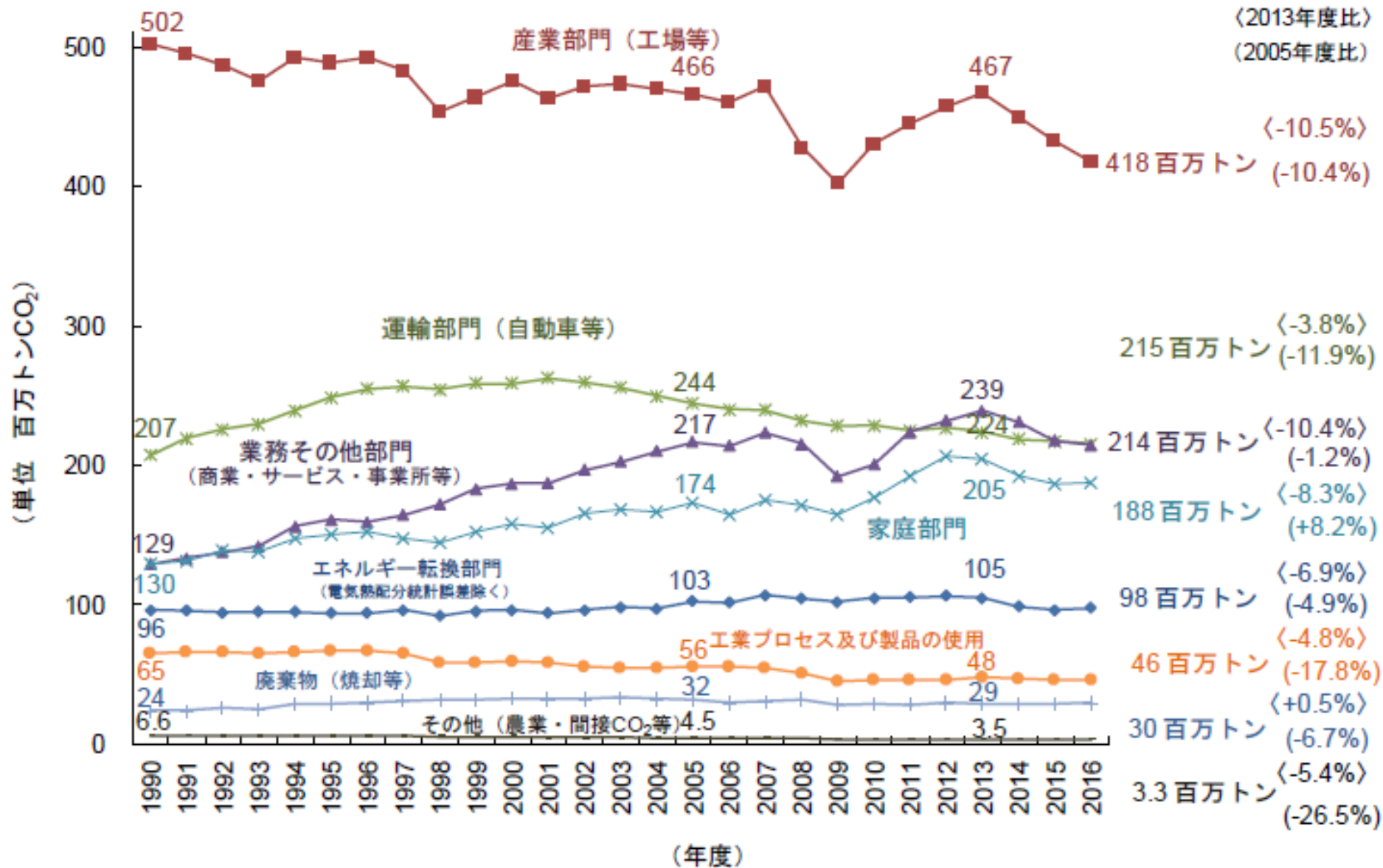
# 京都府における温室効果ガスの 排出状況

# 日本の温室効果ガス排出量の推移



出典) 2016年度(平成28年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について  
環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/>)より

# 国内の部門別温室効果ガス量特性（2016）

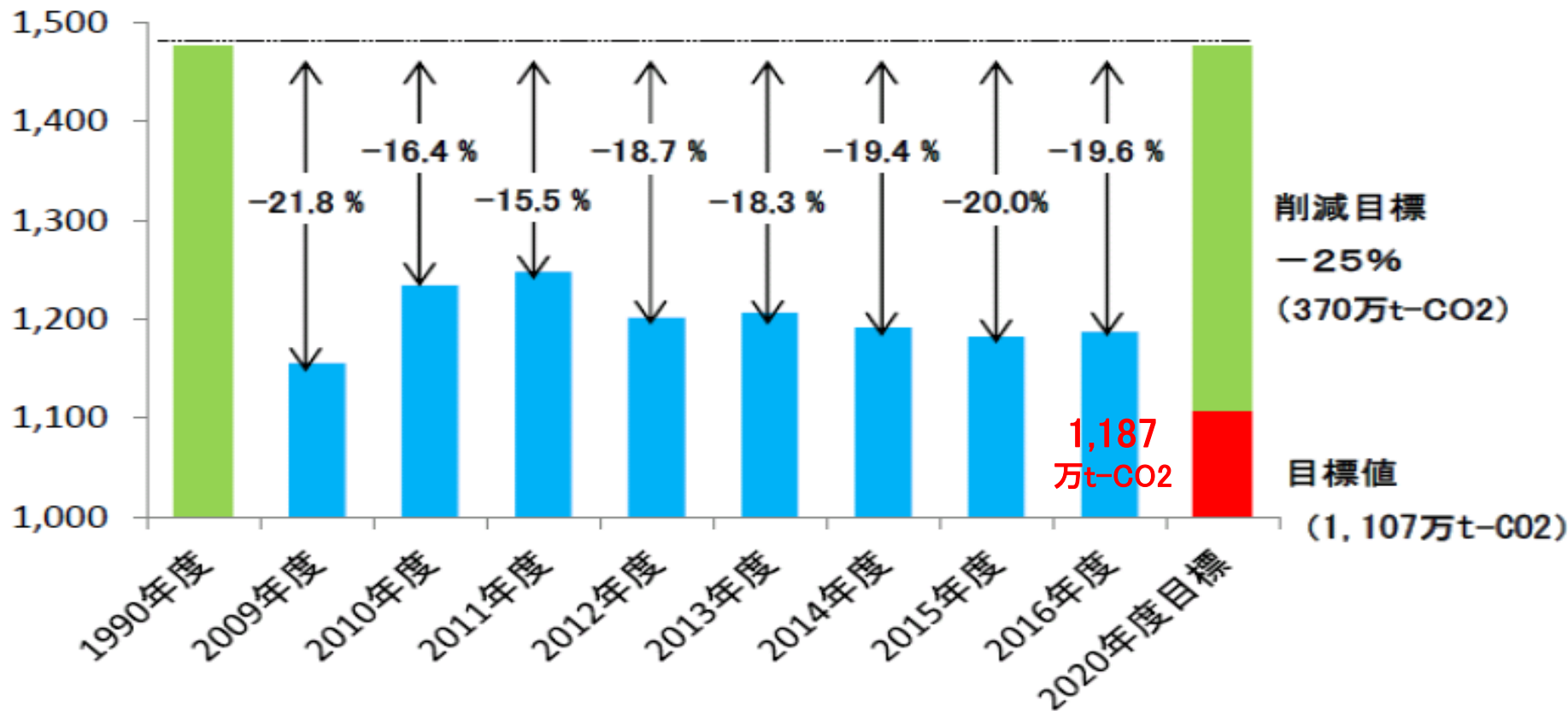


※2011年度以降の電力排出係数を、2010年度実績値で固定した場合 8



# 京都府の温室効果ガスの排出量の状況

## 温室効果ガスの総排出量の推移



- ◆ 2016年度の京都府の温室効果ガス排出量は、**1,187万t-CO<sub>2</sub>**
- ◆ 1990年度比**19.6%減**

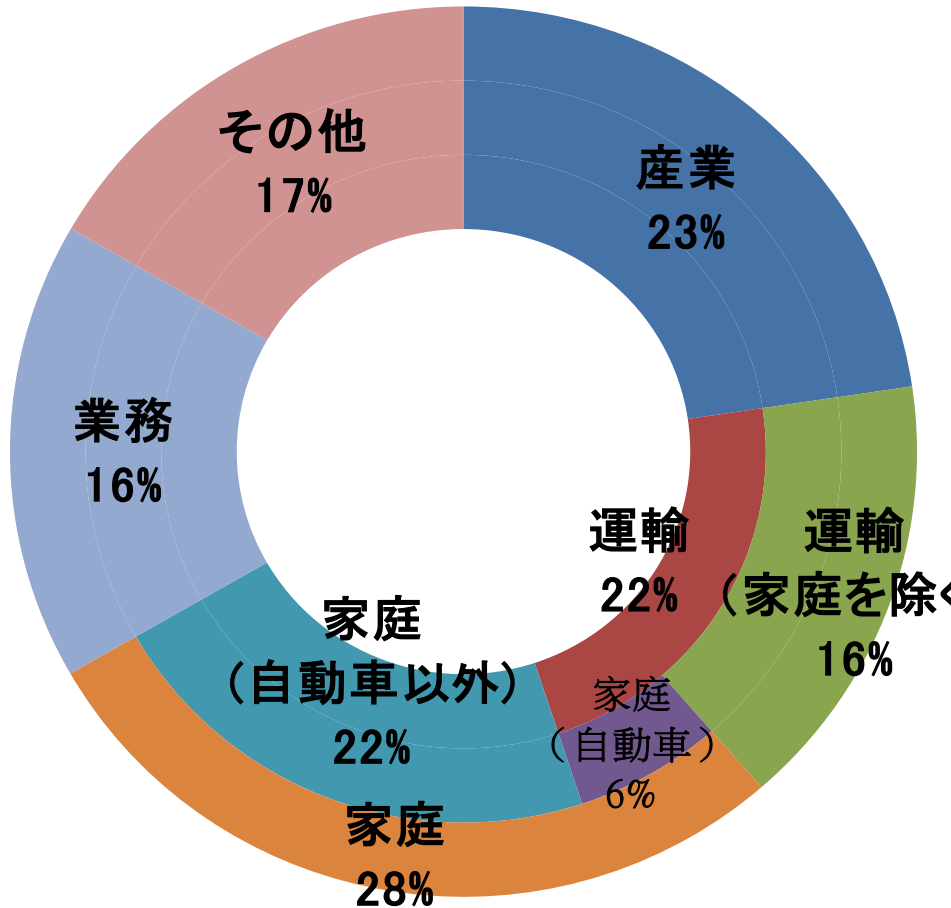
※電力排出係数は東日本大震災前の2010年度関電実績0.311kg-CO<sub>2</sub>/kWhで固定  
※電気排出係数: 1kWhの電気の供給に伴い発生するCO<sub>2</sub>の量

# 京都府の主要部門別二酸化炭素排出量の現状と目標

部門別	1990年度 基準排出量	2016年度 排出状況(90年度比)	2020年度 削減目標
産業部門	530万t	283万t (▲46.5%)	333万t
運輸部門	346万t	278万t (▲19.5%)	283万t
家庭部門	269万t	272万t (1.2%)	208万t
業務部門	220万t	208万t (▲5.6%)	200万t
その他	112万t	208万t (85.7%)	83万t
森林吸収量	—	▲63万t	
合計	1,477万t	1,187万t (▲19.6%)	1,107万t (▲25%)

64万tの削減が必要

# 京都府の温室効果ガス排出特性（2016）



府全体排出量  
1250万t-CO2  
(2016)

※森林吸収量を除く

## 【産業部門】

重油等から電気や都市ガスへの燃料転換により、1990年度比 ▲46.5% 省エネ設備への更新が進んだことにより、前年度比 ▲ 4.2%

## 【運輸部門】

燃費性能の向上や次世代自動車の割合の増加により、1990年度比 ▲19.5% 自動車保有台数の減少等も影響し、前年度比 ▲ 0.3%

## 【家庭部門】

省エネ・節電の取組が進んでいるものの、世帯当たりの家電製品数や世帯数の増加、猛暑及び厳冬の影響により、**1990年度比 + 1.2%** **前年度比 + 7.1%**

## 【業務部門】

店舗・オフィス面積は増加しているものの、省エネ・節電の取組により、1990年度比 ▲ 5.6% 前年度比 ▲ 3.7%

※2011年度以降の電力排出係数を、2010年度実績値で固定した場合

# ＜参考＞京都府地球温暖化対策条例 抜粋 (住宅に係る府民に係る規定)

## (府民の責務)

第5条 府民は、地球温暖化の防止等に関する理解を深め、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を自主的かつ積極的に行うものとする。

2 府民は、地域社会の一員として、地球温暖化対策を自主的かつ積極的に行うものとする。

3 府民は、府が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

## 第3節 建築物に係る地球温暖化対策

### (建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

第22条 建築物を新築し、又は増築しようとする者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 断熱構造の導入その他の建築物に係る省エネルギー対策を図ること。

(2) 府内産木材等の使用を促進すること。

2 (略)